

提案型街路樹管理委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、本市が管理する街路樹について、「提案型街路樹管理委託業務仕様書」に示す目的を達成させるため、老木の点検を含めた総合的な維持管理に関する提案を広く募集し、その提案に基づき効果的な管理業務を委託することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 名 称：提案型街路樹管理委託業務に係る公募型プロポーザル
- (2) 趣 旨：本プロポーザルは、街路樹の維持管理に関する提案を求め、委託業務受託候補者を選定するものである。
- (3) 選定方式：本プロポーザルは公募型とし、提案型街路樹管理委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」といい、その組織構成員を「審査委員」という。）において選定する。
- (4) 業務内容
 - ア 業 務 名 称：提案型街路樹管理委託業務
 - イ 業 務 場 所：彦根市小泉町ほか
 - ウ 契 約 期 間：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
 - エ 発 注 方 式：街路樹の維持管理を一括して発注するプロポーザル方式
 - オ 委託業務内容：「提案型街路樹管理委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」（別添 1）のとおり
 - カ 事 業 規 模：11,000,000 円以下（消費税および地方消費税を含む。）
本業務の契約上限額は上記のとおりとし、契約上限金額の範囲内で提案すること。
 - キ 費 用 分 担：受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 参加申込者の資格要件

本プロポーザルの参加申込者は、次のすべての資格要件を満たすこと。

- (1) 令和 8 年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿において、造園工事に登録されている者であること。
- (2) 単独事業者による参加のほか、2 者以上で構成する共同体による参加についても可能とする。
- (3) 街路樹の健康を守り、美しい景観を維持することを目的に、街路樹剪定士の配置を行うこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第 104 号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (6) 彦根市入札参加資格者実態調査実施要綱(平成 26 年彦根市告示第 258 号)に基づく改善指導を受けた場合、既に改善済みであることが確認されている者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11

年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- (10) 次のアからオまでの要件に該当する者であること。

ア 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 提出書類

本プロポーザルへの参加申込者は、「提案型街路樹管理委託業務に係る公募型プロポーザル提出書類作成要領(以下、「提出書類作成要領」という。)」(別添 2)に従い、次の書類を提出すること。なお、提出書類様式は、彦根市ホームページから出力すること。

- (1) 参加申込書(様式 1)
- (2) 共同体構成員届(様式 2)(2 者以上で構成する共同体による参加申込みの場合に限る。)
- (3) 誓約書兼同意書(様式 3)
- (4) 委任状(様式 4)
- (5) 街路樹剪定士の認定書(審査基準日において有効であるものに限る。)の写し
- (6) 提案書(様式 5)

5 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限: 令和 8 年 8 月 18 日(火)午後 4 時 45 分まで(必着)
- (2) 提出先: 彦根市都市政策部都市計画課(事務局)
- (3) 提出方法: 持参または郵送(ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと。)

6 質問等

質問は、質問書(様式 6)により提出すること。

- (1) 提出期間: 令和 8 年 7 月 27 日(月)から 8 月 4 日(火)まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 12 号)第 1 条に規定する市の休日(以下、「休日」という。)を含まない。)の午前 9 時 00 分から午後 4 時 45 分まで

- (2) 提出先：彦根市都市政策部都市計画課（事務局）
- (3) 提出方法：持参、FAXまたは電子メール（ただし、質問の未到着を防ぐため、電話による事前、事後の確認を行うこと。）
- (4) 回答方法：質問内容およびその回答を取りまとめ、彦根市ホームページに掲載する。
- (5) 回答日：令和8年8月6日（木）
- (6) その他：
 - ア 質問および質問に対する回答は、本実施要領、仕様書および提出書類作成要領の追補とみなす。
 - イ 質問書（様式6）以外の手段で提出された質問に対しては回答しない。
 - ウ 質問の内容によっては、回答できない場合がある。
 - エ 質問に対する回答において、事業者名等は公表しない。
 - オ 質問がない場合は、彦根市ホームページに掲載しない。

7 委託業務受託候補者の審査、選定方法および評価基準

(1) 審査委員会

プロポーザル提案者の中から、委託業務受託候補者を選定するための審査は、審査委員会が行う。

ア 審査委員会は、提案評価基準に基づき評価を行い、総合評価点の多い順に順位を決定し、最得多点のプロポーザル提案者を委託業務受託候補者、第2位を次点候補者、第3位を第3候補者とする。ただし、総合評価点において満点の7割未満の場合は、委託業務受託候補者とししない。また、得点と同点の場合には、業務価格の低い提案者を優先する。

イ 審査委員会名簿については、委託業務受託契約締結後に公表する。

(2) 審査、選定方法

参加申込者が作成し、提出した提案書等について「提案評価基準」（別添3）に基づき評価を行い、評価点集計を行う。審査方法は、評価項目ごとの合計点数で競うものとする。

ア 失格事項確認

参加申込者の「11 失格事項」該当の有無について、事務局が提出書類等の確認を行い、該当しない場合はその者を書類審査へ進むプロポーザル提案者（以下、「提案者」という。）とする。

イ 書類審査

提案者が作成し、提出した提案書等について、審査委員が提案評価基準に基づき評価を行い、評価点の集計を行う。

提案者が1者であっても実施する。

書類審査結果については、提案者に対し令和8年8月25日（火）に通知する予定である。

(3) 審査結果等に対する説明

通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して審査結果に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

8 日程（一部予定を含む）

- | | | |
|----------------------|---|----------------------------------|
| (1) 公募型プロポーザル実施要領の公表 | : | 令和8年7月27日（月）から
委託業務受託契約の締結まで |
| (2) 参加申込み（提出書類）の受付期間 | : | 令和8年7月27日（月）から
令和8年8月18日（火）まで |
| (3) 質問書の受付期間 | : | 令和8年7月27日（月）から
令和8年8月4日（火）まで |
| (4) 質問書に対する回答期間 | : | 令和8年8月6日（木）から
委託業務受託契約の締結まで |
| (5) 審査結果の通知、公表（予定） | : | 令和8年8月25日（火） |
| (6) 委託業務受託契約の締結（予定） | : | 令和8年8月26日（水） |

9 委託業務受託契約の締結

「7 委託業務受託候補者の審査、選定方法および評価基準」により選定した、委託業務受託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。

なお、委託業務受託候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。さらに、次点候補者とも契約が成立しない場合は、第3候補者から見積書を徴する。

10 著作権および提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

(2) 提出書類

市は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書を無償で利用できるものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に定める手続以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められる場合

12 その他

- (1) 市は、委託業務受託候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替および再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、原則として本委託業務以外に使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、彦根市情報公開条例（平成 14 年条例第 56 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (6) 委託業務受託契約が成立するまでの間において、参加申込者が「11 失格事項」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて市が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (8) 参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

13 問合せ、提出書類提出先

彦根市都市政策部都市計画課（事務局） 担当：鎌足、石田

〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号

T E L 0749-30-6124

F A X 0749-24-8517

E-mail toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp